日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2011. 10. 21

No.11-044

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob1@gmail.com

安全で明るい JAL

債権者の名を借りて、始めに解雇ありき

（自作自演の）企業再生支援機構と日航経営

（見出しは世話人による）

小川洋平乗員組合副委員長の陳述書

乗員第２回証人尋問（9 月 26 日）で小川副委員長の証人尋問が行われましたが、これに向けて、陳述書が提出されています。

解雇に至るまでの経緯や会社との交渉内容、如何に会社が解雇回避努力に対し不誠実だったか、不当労働行為と認定された支援機構などの介入の手法、解雇実施後の職場の状況などがリアルに述べられています。

陳述書より抜粋

「(2010 年 12 月以降、吉祥航空、スターフライヤー、全日本空輸の LCC、海南航空、ジェットスターアジアなどの募集がされたことについて）これらの情勢に変化に呼応して、少なくとも更生計画における人員削減計画の期限として定められた 2011 年 3

月末日まで希望退職期間を延長募集していれば、再就職が決まるなど、希望退職に応募可能な条件は拡がっていた可能性がありました。再就職環境が改善されるであろうことは2010 年12 月の時点では既に予想されていたことで、乗員組合もその点を指摘しながら、時間をかけていくことが重要であることを団体交渉にて都度、主張してきました。

会社は、希望退職募集期間を延長すれば希望退職に応じる者が生じた可能性があったにもかかわらず、更生計画で定められた期限を逆に3 ヵ月も「前倒し」して希望退職を打ち切り、整理解雇を行いました。あらゆる解雇回避措置を十分に検討し、可能な措置はすべて実行・努力する意思と姿勢があったとは到底いえません」

「会社が決めた削減数に達するまで整理解雇してでも完遂しなければならないとする点について、会社は、2010 年 11 月 30 日に更生計画案が認可されるまでは、団体交渉において「債権者の理解を得ることが厳しくなり、更生計画案が認可されなくなり、企業再生支援機構も出資をしないので JAL は二次破綻してしまう」と述べていました。

しかし、債権者からの理解が得られなくなるという根拠については、終始「会社としてそう分析している」と述べるのみで明確な根拠や資料を示すことはありませんでした。
一方で、2010 年10 月7 日の団体交渉等で、会社は、債権者が整理解雇という施策を求めているわけではないとも述べています。更に、「人員削減が達成されなければ、債権者が更生計画案に賛同したとしても企業再生支援機構が支援を撤回することは有り得る」と述べていることからしても、「債権者の理解」というものを引き合いに出しているものの、企業再生支援機構が実際には当初より整理解雇を想定して様々な人員調整施策等を決めていたことが明らかになっています」

小川副委員長の陳述書はこちら

関連ニュース

JAL 不当解雇撤回ニュース　No.58 号

JAL 不当解雇撤回ニュース　No.63 号

小川副委員長の証人尋問の
詳報が出れば掲載します

「公正な判決を求める」要請署名にご協力ください

詳しくはこちら

今後の日程

10 月 28 日　醍醐教授学習会（18:00―20:00　羽田西ターミナルビル ギャラクシー）

日航の財務基盤が如何に強化され、解雇の必要性もないことなどを分かりやす解説していただきます

10 月 31 日　契約制客室乗務員雇い止め裁判判決（13:30　527 法廷）

（もうひとつの解雇撤回裁判）